

この覚書は 2011 年 4 月 1 日に改正される旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条の規定に基づき、タクシーの点呼時におけるアルコール検知器運用ルール及びアルコール反応が検出された場合の対応について締結する。

なお、この覚書締結以前に存在する各社、各営業所の労使慣行その他いわゆるローカルルールは全て撤廃とする。

1. 運行管理者は酒気を帯びた乗務員及び検査を受けない乗務員を乗務させてはならない。

酒気帯びについては、呼気中のアルコール濃度にかかわらず乗務を禁止する。

2. 乗務員は出庫点呼前・帰庫点呼時に会社所定のアルコール検知器でアルコール検査を受けなければならない。

・自分の免許証を免許証リーダーに挿入し、所定の方法で検査を受ける。

・他人の免許証を用いて代わりに検査を受けた乗務員、又は、検査を受けさせた乗務員は懲戒解雇とする。

3. 出庫点呼前のアルコール検査でアルコール反応が検出された場合

(1) 懲戒処分とする。但し、内容に関わらず 2 回検出された場合は出勤停止処分 4 日間（情状が重いときにはこれに限らない）とし始末書を提出させる。当該乗務日の勤怠は欠勤扱いとする（出勤停止処分の場合、隔日勤務者は欠勤 2 日、出勤停止処分 4 日）。3 回検出された場合は懲戒解雇とする。

(2) 検出回数の起算日は 2011 年 4 月 1 日とする。

なお、うがい薬、栄養ドリンク等飲酒によるアルコールとはいえない一時的な反応によるものであるとの乗務員による申告があったときは、受検 30 分以内に再検査をおこない、アルコール反応が検出されない場合には乗務可能とする。その場合の待機時間は服務手当の対象としない。

再度検出された場合には飲酒によるアルコール反応と判断し、上記(1)を適用する。

4. 帰庫点呼時のアルコール検査でアルコール反応が検出された場合は懲戒解雇とする。但し、うがい薬、栄養ドリンク等飲酒によるアルコールとはいえない一時的な反応によるものであるとの乗務員による申告があったときは、受検 30 分以内に再検査を行う。再度検出された場合には飲酒によるアルコール反応と判断する。

5. 本覚書に規定されている懲戒解雇事由に該当しない場合であっても、その他の事情を含め総合的に勘案し解雇相当の事由があるときには、就業規則及び労働協約の定めによる懲戒解雇もしくは普通解雇を妨げないものとする。

- 
6. アルコール検知器の有効性と保持

(1) 会社は法令とメーカーの取扱いに従い、適切な管理と維持を行う。

(2) 会社は法令に従い、定期的に故障かどうか以下の確認をしなければならない。

①電源が確実に入ること

②損傷がないこと

③人間の呼気で誤反応がないことの確認

④エタノールを使って、アルコール反応することの確認

(3) 会社はアルコール反応等に関する必要な情報を適宜告知する。

7. その他、不測の事態が生じた場合は労使協議する。

8. この覚書は 2011 年 4 月 1 日から実施する。